



AI ゴールド証券 くりっく 365

金融商品仲介業者について

この書面は、カネツ商事株式会社が AI ゴールド証券株式会社より委託を受けた金融商品仲介業者として、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお客様にお渡しする契約締結前交付書面（取引所為替証拠金取引説明書及び約款・規程集）及び補足資料（AI ゴールド証券くりっく 365 取引ガイド及び取引要綱）の追加記載事項として、お客様に交付するものです。

カネツ商事株式会社

金融商品仲介業者

カネツ商事株式会社

東京都中央区日本橋久松町 12 番 8 号

03-3662-0111

関東財務局長（金仲）第 579 号

所属金融商品取引業者

AI ゴールド証券株式会社

東京都中央区日本橋久松町 12 番 8 号

03-6861-8181

関東財務局長（金商）第 282 号

日本証券業協会会員

一般社団法人金融先物取引業協会会員

- カネツ商事株式会社は、株式会社東京金融取引所の「くりっく 365」取引参加者である AI ゴールド証券株式会社から指定を受けた、仲介業者です。カネツ商事株式会社は、「くりっく 365」を金融商品仲介業により取り扱います。
- 「くりっく 365」は、株式会社東京金融取引所の登録商標であり、同取引所が上場している取引所為替証拠金取引の愛称として使用するものです。

金融商品仲介業に関する明示事項について

以下は、金融商品取引法第 66 条の 11 に基づき、金融商品仲介業者がお客様に明示すべき事項です。以下の内容を十分ご理解されたうえでお取引を行ってくださいますようお願いいたします。

カネツ商事株式会社は、AI ゴールド証券株式会社を所属金融商品取引業者とする、金融商品仲介業者です。

金融商品仲介業者 ：カネツ商事株式会社 【関東財務局長（金仲）第 579 号】

所属金融商品取引業者：AI ゴールド証券株式会社【関東財務局長（金商）第 282 号】

カネツ商事株式会社は、AI ゴールド証券株式会社と業務委託契約を締結し、業務委託を受けた市場デリバティブ取引の仲介行為（AI ゴールド証券株式会社との金融商品取引契約の締結の勧誘及びお客様の注文の仲介）を行います。

カネツ商事株式会社は、AI ゴールド証券株式会社の代理権は有していません。従いまして、お客様から金銭または有価証券の預託を受けることはできません。

カネツ商事株式会社は、AI ゴールド証券株式会社以外の所属金融商品取引業者はありません。

以上

金融商品仲介業者の概要

商号等	カネツ商事株式会社		
	関東財務局長（金仲）第 579 号		
代表者	代表取締役社長 大洞 新二		
本店所在地	東京都中央区日本橋久松町 12 番 8 号		
	電話番号 03-3662-0111		
設立年月日	1953（S28）年 7 月 9 日		
資本金	4 億円		
業務内容	取引所為替証拠金取引の委託の媒介 取引所株価指数証拠金取引の委託の媒介 商品先物取引仲介業 貴金属等の売買及び預託業務		
主要株主	カネツホールディングス株式会社		
沿革			
1953(S28)	年	7 月	東京都中央区に設立
1971(S46)	年	1 月	農林水産省・通商産業省（現経済産業者）より全商品取引所（当時）の商品取引員の許可取得
1992(H4)	年	10 月	商品投資販売業の許可取得
1999(H11)	年	4 月	店頭為替証拠金取引業務を開始
2005(H17)	年	6 月	店頭為替証拠金取引業務を分割し、当社における店頭為替証拠金取引業務を廃止
2007(H19)	年	9 月	金融商品取引業者登録
		10 月	カネツホールディングス(株)を新設、株式移転により持株会社体制に移行
2008(H20)	年	12 月	取引所為替証拠金取引を媒介業者として業務開始
2009(H21)	年	4 月	資本金を 12 億 5 千万円に増資
		11 月	本店を東京都中央区日本橋久松町に移転
2011(H23)	年	12 月	金融商品仲介業者登録
2012(H24)	年	1 月	取引所株価指数証拠金取引を金融商品仲介業者として開始
		9 月	商品投資販売業務を廃止
2013(H25)	年	3 月	取引所為替証拠金取引の扱いを金融商品仲介業に変更
			金融商品取引業を廃止
		7 月	資本金を 4 億円に減少
2017(H29)	年	10 月	商品先物取引業をカネツ FX 証券(株)（現・AI ゴールド証券(株)）に分割 商品先物取引仲介業登録

個人情報保護宣言

当社は、お客様の個人情報及び個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）を厳重に保護し適性に利用することは、当社の最も重要な社会的責任であると認識しております。当社は以下の方針をもってお客様の個人情報等の保護に万全を尽くして参ります。

1. 関係法令の遵守

当社は、個人情報等の保護に関する関係法令、個人情報保護委員会及び金融庁ガイドライン、認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守いたします。

2. 利用目的

当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、別紙に定めた利用目的を明確にするとともに、その達成に必要な範囲内でお客様の個人情報等を適切に取り扱います。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ取り扱います。なお、別紙の当社における個人情報等の利用目的は、当社の本支店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 安全管理措置

当社は、お客様の個人情報等の漏洩等を防止するため、別に定めた必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、すべての役職員及び業務委託先に対して適切な監督を行います。

(1) 基本方針の策定

当社は、個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定しています。

(2) 個人データの取扱いに係る規程等の整備

当社は、個人情報保護委員会及び金融庁により制定された「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等、並びに所属金融商品取引業者が加入する自主規制機関の定めに基づいた取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定しています。

(3) 組織的安全管理措置

①個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う役職員及び当該役職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

②個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、監査部門や場合により外部の者による監査を実施しています。

(4) 人的安全管理措置

①個人データの取扱いに関する留意事項について、役職員に定期的な研修を実施しています。

②個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(5) 物理的安全管理措置

①個人データを取り扱う区域において、持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。

②個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(6) 技術的安全管理措置

①アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

②個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

(7) 外的環境の把握

当社は、経済安全保障の考え方に従い、国外にお客様の個人情報を保管することはしておりません。将来国外にお客様の個人情報を保管することになった場合は、当該国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に記載された安全管理措置に相当する安全管理措置を実施し、そのことを公表またはご本人へ通知いたします。

4. 漏えい等への予防

当社は、個人情報等へのアクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えいの予防策を実施します。

5. 教育・啓蒙

当社は、すべての役職員に対し、個人情報等の保護の重要性を理解し、お客様の個人情報等を適切に取り扱うよう研修等を通じて教育・啓蒙を行います。

6. 正確性の確保

当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。

7. 継続的改善

当社は、お客様の個人情報等の適正な取り扱いを図るため、この個人情報保護宣言を適宜見直し、継続的な改善に努めて参ります。

8. 開示等のご請求への対応

当社は、お客様の個人情報等に関する個人の権利を尊重し、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止、第三者提供記録の開示等の請求があった場合には、ご本人様であることを確認させていただいたうえで、適切かつ迅速な回答に努めます。なお、個人番号の保有の有無について開示の請求があった場合には、個人番号の有無について回答します。

9. お客様の個人データを外国にある第三者に提供することに係る情報提供ご請求手続き

当社はお客様の個人データを外国にある第三者に提供することとなり、事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客様は当該外国の名称、当該国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための各措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

また、当社がお客様の個人データを、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」といいます。）を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者に提供する場合は、お客様の同意は不要とされていますが、お客様は以下に掲げる情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

- ① 当該第三者における体制整備の方法
- ② 当該第三者が実施する相当措置の概要
- ③ 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容について、当社が確認する方法及び頻度
- ④ 当該外国の名称
- ⑤ 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
- ⑥ 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
- ⑦ ⑥の支障が生じたときに当社が講ずる措置の概要

10. 個人情報等の主な取得元

当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法な手段により、主に以下のような取得元等から、お客様の個人情報を取得します。

- ・ 市販の書籍等に記載された情報、新聞やインターネット等で公表された情報
- ・ 口座開設申込書類や実施するアンケート等に、お客様から直接記入・入力いただいた情報
- ・ お客様からの電話や電子メールによるお問い合わせ等を通じてご提供いただいた情報
- ・ 商品や金融サービス等の提供を通じて、お客様やご紹介者からお聞きした情報

※お客様と当社での電話通話に関しては、お客様対応の正確性とサービスの向上のために通話内容を録音させていただいております。

11. 外部委託している主な業務

当社は業務の一部を外部委託しており、お客様の個人情報等を外部委託する主な業務には以下のものがあります。

- ・ 情報システム（金融商品取引、商品先物取引等）の運用・保守に関する業務
- ・ 電磁的に処理される情報の保管業務
- ・ 金融商品取引及び商品先物取引に関する帳簿書類の保管業務

12. ご質問・ご意見・苦情等

当社は、お客様からいただいた個人情報等の取り扱いに関するご質問・ご意見・苦情等に対し、迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社の次の窓口まで（書面等により）お申し出ください。

【上記に関するお問い合わせ先】

カネツ商事株式会社 管理部 コンプライアンス課
〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町12番8号
電話番号：03-3662-5831
受付時間：9時～17時（祝日、休日を除く月～金）

以上

個人情報の開示等のご請求手続き

当社では、お客様が提供されたご自身に関する情報の開示、利用の停止、訂正、削除（以下「開示等」という。）のご請求があった場合には、以下の要領で対応させていただきます。

1. 開示等の手続きが可能な方

- ・お客様ご本人
- ・お客様ご本人が委任した任意代理人
- ・成年被後見人等の法定代理人

2. 開示等のご請求者の本人確認

個人情報等の開示等の手続きには、ご本人確認が必要となります。

3. 開示等の手続き

開示等のご請求に際しては、開示等の対象となる保有個人データの特定に必要な事項を当社で定めた所定の申請書面によるお手続きが必要となります。

なお、個人番号の保有の有無について開示のご請求の場合には、保有の有無について回答いたします。詳しくは下記のご請求先までお問合せください。

4. 開示等の費用

開示請求には次の手数料が必要となり、金融機関への振り込みを当社が確認した後に開示の手続きをいたします。なお、個人情報の利用停止、訂正及び削除につきましては、手数料はかかりません。

- ・開示請求費用…1件につき550円（税込み）

5. その他

開示等の受付に際し、次の場合は開示等のご請求にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

- ・お客様ご本人又は代理人以外の方のご請求の場合
- ・お客様ご本人又は代理人の本人確認が出来ない場合
- ・代理人によるご請求に際し代理権が確認出来ない場合
- ・所定の申請書に不備等がある場合
- ・開示のお求めで手数料のお支払を当社で確認できない場合
- ・ご請求のあった項目が当社の保有個人データにない場合
- ・ご本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令に違反することとなる場合

<開示等のご請求先>

- ・カネツ商事株式会社 管理部 コンプライアンス課
- ・〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町12番8号
- ・電話番号：03-3662-5831 ・受付時間：9:00～17:00（祝日・休日を除く月～金）

勧誘方針

当社は、金融商品の販売等（商品先物取引における受託契約の締結を含む。）に係る勧誘にあたっては、お客様の信頼を確保することを第一義とし、関係諸法令・諸規則に則り、以下の方針にしたがって勧誘を行います。

1. お客様の知識・経験・財産の状況及び投資目的等に照らし、適切な勧誘を行うよう努めます。
2. 不確実な事項について断定的な判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げての勧誘、損失の補填又は利益を保証しての勧誘は行いません。
3. お客様が迷惑を覚えるような方法での勧誘は行いません。
4. 金融商品の販売等に係る契約の締結を行わない旨の意思表示をした顧客並びにその勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示をした顧客に対し、勧誘を行いません。
5. お取引にあたっては、商品やリスクの内容などを適切かつ分かりやすく説明し、お客様にご理解いただけるよう努めます。
6. 当社社員はお客様の信頼と期待にお応えできるよう、本勧誘方針を徹底し、関係法令、規則及び関係団体の自主規制規則等を遵守するとともに、商品知識の取得に努めます。
7. 金融商品の販売等に係る勧誘に関するお客様からのご意見・ご要望は、お取扱店若しくは本社管理部（電話 03-3669-6668）で、通常の営業時間内で承ります。

本勧誘方針は、2008年12月1日より改正実施します。

反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針

当社は、健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力の排除を図り、以て資本市場の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、以下の項目を遵守します。

1. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、取引関係を含め、一切の関係を持ちません。
2. 当社は、警察・暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密に連携し、反社会的勢力の排除に努めます。
3. 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、組織的に民事・刑事の両面から法的対応を行います。
4. 当社は、いかなる理由があろうと、反社会的勢力に対する資金の提供、その他一切の便宜の供与を行いません。
5. 当社は、お客様と従業員の安全確保のために必要な措置を講じます。

カネツ商事株式会社（金融商品仲介業者）

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町12番8号

金融商品仲介業者 登録番号 関東財務局長（金仲）第579号

本社営業部・各支店

0120-13-8686

お客様相談窓口（苦情・紛争の受付窓口）

当社では適切な勧誘が行われるよう、お客様相談窓口を設置しています。

ご意見・ご要望はお客様相談窓口（管理部）までご連絡ください。

TEL：03-3669-6668 FAX：03-3661-1556